

新型コロナウィルス感染症の影響による令和3年産米の米価下落 に対応する農林業災害対策資金について

古川農業協同組合

農林業災害対策資金とは

新型コロナウィルス感染症の影響による令和3年産米の米価下落（以下、「指定災害等」という。）により農業経営に被害または影響を受けた農業者に対して、農業経営の再建を図るために宮城県が制定した低利の制度資金です。

貸付対象者

指定災害等により、農作物等に被害または影響を受け、農業経営の維持が困難となる農業を営む個人および法人・団体等で、大崎市長が認めた「農林業被害等認定書」を提出できる方。

資金用途

指定災害等の影響による減収分として当面必要な運転資金を融通するもの。

貸付限度額

600万円以内（農業所得が総所得の過半に満たない場合は300万円以内とします。）で、かつ、大崎市長が認めた「農林業被害等認定書」の被害認定額から、当該指定災害等にかかる天災資金および農林漁業セーフティネット資金の借入額（予定額を含みます。）ならびに受取共済金額等を減じた額までとします。

貸付期間

- 個人の方 … 5年以内（うち据置期間1年以内）とします。
ただし、貸付金額が150万円超の方は7年以内（うち据置期間1年以内）とします。
- 法人・団体等の方 … 5年以内（うち据置期間1年以内）とします。

貸付利率

年0.00%（各関係機関からの利子補給により、借入者の金利負担はありません。）

保証

宮城県農業信用基金協会の保証を受けていただきます。なお、保証料は借入者の負担となります。新型コロナウィルス感染症により被害・影響を受けた借入者については、JAバンクの保証料助成事業により、借入者が負担した保証料のうち、最大で借入期間5年分に相当する保証料助成を実施しますので、借入者の保証料負担の軽減を図ることができます。

【参考：100万円あたりの保証料額の目安】※保証料額は借入時期・返済方法により変動します。

借入期間 1年	借入期間 3年	借入期間 5年	借入期間 7年
4,389円	8,758円	13,122円	17,388円

担 保

原則、不要です。

農林業被害等認定書

大崎市長が指定災害等の被害額を認定したものに限ります。

なお、申請にかかる相談については、当JA融資担当者にご相談願います。

借入申込に必要な書類

● 個人の方

- ① 本人確認書類（運転免許証等）
- ② 過去1年分の所得確認書類（確定申告書および損益清算書等一式）
- ③ 大崎市長が認めた「農林業被害等認定書」
- ④ その他JAが必要とする書類

● 法人の方

- ① 本人確認書類（登記事項証明書等）
- ② 過去1年分の所得確認書類（決算書等一式）
- ③ 大崎市長が認めた「農林業被害等認定書」
- ④ 連帯保証人（役員等）の本人確認書類（運転免許証等）
- ⑤ 借入にかかる役員会（取締役会）等の議事録抄本
- ⑥ その他JAが必要とする書類

● 団体の方

- ① 団体確認書類（規約・構成員名簿・総会資料等）
- ② 過去1年分の収支確認書類（総会資料・収支報告書等一式）
- ③ 大崎市長が認めた「農林業被害等認定書」
- ④ 連帯債務者（役員等）の本人確認書類（運転免許証等）
- ⑤ 借入にかかる総会等の議事録抄本
- ⑥ その他JAが必要とする書類

申込受付期間

借入申込受付期間は、令和4年3月15日までとなっております。

その他の

農林業災害対策資金の詳しい内容については、最寄りの当JA融資担当者または大崎市産業経済部農林振興課（TEL 23-7090）へご相談願います。

がんばっぺ！大崎の農業！